

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画
市民参画の手続の実施時期	令和5年5月から令和6年2月
市民参画を求める方法	附属機関等の開催
対象施策が定められるまでの手順	令和4年度 ① アンケートの実施 令和5年度 ② 附属機関等の開催（計画策定委員会） ③ パブリック・コメント手続の実施 ④ 北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画の策定
担当課名	福祉部障がい福祉課
特記事項	令和4年度から令和5年度の2か年事業